

# 第 44 回通常総会議案

と き：平成 22 年 6 月 10 日（木）

と ころ：鯉 城 会 館

広島県内陸部振興対策協議会

## 目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 21 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 21 年度会務報告 _____	2
	平成 21 年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	10
第 2 号議案	平成 21 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	13
	歳出の部 _____	14
	監査意見書 _____	15
第 1 号報告	会員の脱退について _____	16
第 2 号報告	会員の加入について _____	16
第 3 号議案	役員を選任について（案） _____	17
第 4 号議案	平成 22 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	平成 22 年度活動方針 _____	18
	平成 22 年度重点目標 _____	18
	平成 22 年度事業計画 _____	19
第 5 号議案	平成 22 年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	20
	歳出の部 _____	21
	一般負担金 _____	22
	特別負担金 _____	22
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	23
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	24

## 通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成21年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成21年度歳入歳出決算について  
(監査報告)

(3) 第1号報告 会員の脱退について

(4) 第2号報告 会員の加入について

(5) 第3号議案 役員を選任について (案)

(6) 第4号議案 平成22年度活動方針、重点目標及び事業計画について (案)

(7) 第5号議案 平成22年度歳入歳出予算について (案)

5 そ の 他

6 閉 会

## 第1号議案

### 平成21年度会務報告及び重点目標とその対応について

#### 平成21年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成21年 4月10日	平成20年度会計監査	三 次 市 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広 島 県 議 会
6月5日	第43回通常総会	K K R 広 島
6月17日 ～7月17日	平成22年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広 島 県 議 会
10月19日	理 事 会	広 島 県 議 会
10月26日	平成22年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広 島 県 議 会
11月10日	平成22年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三 次 市
11月11日	平成22年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局)	広 島 市
11月20日	平成22年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東 京
平成22年 2月9日	役 員 会	広 島 市

## 平成21年度重点目標とその対応

### 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化

県における中山間地域の活性化策として、これまで、生活基盤や情報基盤の整備など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多様な施策・支援が講じられているが、人口減少、少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、多くの課題を抱え、中山間地域を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

こうした中、県においては、個々の集落の実態に応じた生活交通の最適化、冬季生活住宅の整備に関する支援、企業による棚田の美化、草刈り等の社会貢献活動の誘導など、集落機能を支える新たな仕組みの導入に取り組まれている。

中山間地域の振興・発展は、今後においても県全体の活性化を図る上で極めて重要な課題であるとの認識のもと、本地域の特殊性を前提とした施策の展開と実行性が確保されるよう、県の基本方針並びに合併建設計画等を基軸とする支援策の充実と、地域実情・住民ニーズに沿った権限移譲について、引き続き、要請及び推進していく必要がある。

また、財政力が弱い本地域においては、国と地方の適切な役割分担を踏まえた税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化など、関係各方面に要請していく必要がある。

### 2 都市と中山間地域における情報格差の解消

県においては、国・市町と連携し、ブロードバンド環境の整備推進を図られている。

民間投資のみでは整備が困難な地域へは、国の支援制度や、これを補完する県の独自支援策が進められており、平成22年度末の県内のブロードバンド世帯カバー率は99.9%となる見込みである。

地上デジタル放送に係る支援については、国や放送事業者に対し、県内全域で受信可能とするため、必要な対策を講じるよう要請され、「新たな難視地区」の受信対策として、ケーブルテレビへの移行や高性能アンテナ設置に対する補助が国の平成22年度予算で措置されている。また、新たな難視地区に対する県独自の支援も計画されている。携帯電話の不感地域解消についても、民間事業者への働きかけと国の支援制度の活用を積極的に行うなど、都市と中山間地域における情報格差の解消において一定の成果を得ている。今後も、さらなる情報格差解消に向けた取り組みを要請する。

### 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成17年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、合併建設計画に沿った、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策が実施されている。

県においても、合併建設計画に掲げられた県事業を推進されるとともに、市町事業の円滑実施に係る支援を行い、必要な財源の確保に努めるとされている。

また、合併支援道路網の整備については、平成20年度に策定された「広島県道路整備計画2008」において、「合併後のまちづくりを支える道路の整備」を施策の柱と位置づけ、コスト縮減、既存道路の有効利用を図りながら、合併支援に取り組まれている。

今後も、広域となった合併後の市町が、周辺部も含めて早急かつ一体的に発展し、個性あるまちづくりの実現に向けた支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

#### **4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化**

中山間地域においては、少子高齢化・過疎化の進行により、路線バスの利用者が減少する一方、年々生活交通の維持・確保は厳しさを増し、これに係る市町負担も増加傾向にある。

県においては、デマンド交通への補助制度に加え、新たに住民の自主的運行に対する補助制度を創設し、地域実情に対応した生活交通支援策の充実が図られている。

今後も引き続き、生活交通の確保について、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

#### **5 新たな過疎対策法の制定**

県とともに国等関係機関へ要望をしてきた新たな過疎対策法の制定については、3月の国会において現行過疎法を6年間延長する改正過疎地域自立促進特別措置法（改正過疎法）が成立した。改正過疎法では、過疎地域の指定要件が追加され、従来のみなし過疎は全過疎の地域指定となり、本協議会のすべての地域が過疎地域に指定された。

また、過疎対策事業費のソフト事業への拡充など、制度の充実強化が図られたところである。

今後は新過疎法に基づき、県過疎地域自立促進方針の策定や市町過疎計画の円滑な策定支援など、実効性のある対策が講じられるよう、働きかけを行う必要がある。

#### **6 中山間地域における観光支援策の充実**

広域的な観光振興策の支援について、県においては観光連盟と連携を図られるとともに、特色ある独自の地域資源が、地域連携の基盤となる観光資源となるよう平成20年度から「キラリわが町観光推進事業」を実施されており、新たに高速道路無料化社会実験を活用した中山間地域への誘客の促進にも取り組むとされている。

冬季観光資源の活用対策については、従前から、県内スキー場への誘客を図るため広報活動を実施されており、新たに「冬期観光客誘致強化事業」として、芸北・備北地域を対象に、冬期に減少する観光客の誘致を強化するため、広島県の魅力を一体的に情報発信するキャンペーンに取り組むとされている。

また、修学旅行生の誘致についても国内外を対象として修学・教育旅行誘致活動の展開に努められている。

豊富な自然環境や地域資源を生かし、中山間地域の地域振興を図るためにも、引き続き観光支援策の充実を要請していく必要がある。

## 7 急速な景気後退に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

世界的な金融不安や景気後退を受け、県においては、厳しい経済・雇用情勢に的確に対応し、県内産業の活性化と雇用の維持の創出を図るため、総合的な産業・雇用対策を推進されている。

また、今後は、先を見据えた産業・雇用対策として、人材不足分野（福祉・介護分野、農林水産分野など）への労働力の誘導や、地域産業の活性化や成長が期待できる新たな産業づくりなどを戦略的かつ効果的な実施に向け取り組むとされている。

しかしながら、依然として厳しい経済・雇用情勢にあって、経済・生活支援対策について、引き続き効果的な施策及び支援策を要請する必要がある。

## 8 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、家電製品に係る不法投棄対策として、リサイクル費用の「前払い制」の導入を含めた家電リサイクル制度全般のあり方を継続検討するよう、国へ要請されている。

ツキノワグマによる人的被害防止対策については、平成19年度に「第2期特定鳥獣保護管理計画」を策定され、絶滅の恐れのある西中国山地のツキノワグマに関し、人身被害防止のためパトロールや研修事業、普及啓発事業を実施し、個体数の維持と被害防止の両立が図られるよう対策に努められている。

また、小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策として、平成17年3月に地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー導入の取り組みを進められており、特に導入可能性の高い新エネルギーである「太陽光」「小水力」「バイオマス」については、国の助成制度を活用するなど支援に努めるとされている。

今後も、地域特性に立脚した環境及びエネルギー政策について、効果的な施策及び支援策について要請する必要がある。

## 9 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科の医師不足、また看護師不足など深刻な課題を抱えている。

県においては、県内の地域医療を担う医師等を支援するため県・市町・大学・県医師会が連携した「広島県地域医療推進機構（仮称）」を創設し、医師の配置調整や県外医師の招

致など、地域医療の維持、向上を目指すとともに、資格を持ちながら未就業である看護師等の職場復帰・再就業を支援する「看護職員復職支援事業」など県独自の取組みを行われ、医師・看護師等が不足する地域や診療科を対象とした直接的な支援など、中山間地域における医療体制の整備に取り組まれている。

また、「広島県医療施設等設備整備費補助金」を設け、へき地医療や救急医療等の確保、患者の療養環境や医療従事者の職場改善を行っているほか、「緊急医療支援市町交付金」の創設により、市町が取り組む医師確保のための医療機器整備などの環境整備、県外医師の招へいや医師派遣などの支援が行われている。

しかし、居住地域内で分娩できない市町が県内4市6町に及び、特に中山間地域では、医師・看護師等の確保が困難な状況が続いており、居住地域内で安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備と充実、さらには総合的かつ持続可能な医療体制の構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

## 10 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

国においては、保育所の緊急整備のため「安心こども基金」が創設され、保育所等の整備のほか、すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援、社会的養護の拡充など幅広く活用できるよう拡充されている。

また、県においては、発達障害などの支援が必要な児童に対して、専門的知識のある障害児施設職員が、保育所を訪問して支援を行う障害児等療育支援事業を実施されるなど、保育所運営の支援体制強化に努められるとともに、多様な保育サービスの充実を図るため、保育所運営費や特別保育事業等などの財源確保に関して国へ要望されているところである。

保育所運営に対する支援策の充実をはじめ、総合的・計画的な子育て支援・少子化対策について、引き続き、要請する必要がある。

## 11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、県土保全や環境保全などの公益的機能の発揮、農山漁村の快適な生活空間の創出の実現、さらには中山間地域の活性化を図るため、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最重要課題とし、重点的な支援と生産基盤の整備等に取り組まれている。

農業の担い手確保の支援として、新規就農希望者や集落法人・農業法人への研修、施設整備の支援が実施されている。また中山間地域等直接支払制度が平成26年度まで継続されたことにより、将来ビジョンを策定し、農業生産活動の体制整備を図ることとされている。今後においても、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、

担い手の確保や施策の充実、基盤整備等の支援を要請していく必要がある。

森林の利活用・整備関係では、「ひろしまの森づくり事業」を継続し、新たに「森林整備加速化・林業再生事業」を活用され、木質バイオマスエネルギーとして利用する施設整備の支援が行われるとともに、継続して県産材を使用した住宅への助成も実施されている。

引き続き、地球温暖化防止をはじめ、森林の多面的・公益的な機能を維持するため、森林バイオマスを中心とした地域循環型エネルギー供給システムの確立、普及、促進に向け、関連施策に係る支援を要請する必要がある。

## 12 鳥インフルエンザ等家畜伝染病及び新型インフルエンザ対策の充実強化

県においては、鳥インフルエンザ対策として、防鳥ネットの整備や消毒機の購入補助など、発生予防対策に取り組むとともに、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合は、県内3ヶ所の畜産事務所が中心となり、迅速かつ的確な初動防疫活動を実施できるよう、家畜伝染病の蔓延防止に備えられている。

また、防疫演習等により危機管理体制の強化に努め、各市町における防疫対策要領の制定等、防疫体制の整備を推進されている。

昨年発生した新型インフルエンザの対策について、流行の第二波に備えるとともに変異しやすい特性を持つウィルスの毒性が強まる可能性も否定できないことから、更なる対策の強化、患者数の増加に対応できる診療体制の整備を図られている。

引き続き、市町、関係団体等との協力・連携を深め、防疫体制の整備推進を要請する必要がある。

## 13 中山間地域の多様な農業の担い手が持続的・安定的に経営できる農業政策の確立

国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、中山間地域等直接支払制度を継続することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り、多面的機能を確保し、農業生産活動の維持を図るとされた。

また、戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を営む意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備され、新規就農者を確保し、競争力のある経営体の育成・確保、経営の規模拡大や効率化、集落営農の組織化を推進するとされている。

県においては、集落法人等の担い手へ農地の集積を図り、効率的で持続的な農業経営の推進に重点的に取り組まれている。

しかし、大規模且つ効率的な農地経営の集約化・合理化だけでは、中山間地域の農業を補うことは困難であり、依然、中山間地域の農業を支えている小規模農家等を取り巻く環境は厳しいことから、今後も、小規模農家をはじめとする多様な担い手が持続的・安定的な農業経営ができる支援策を要請する必要がある。

## 14 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る全長 137 km の路線であり、島根県側では部分的に供用開始されている。

平成 22 年度、尾道 JCT～甲山 IC 間が供用開始予定であり、平成 23 年度吉田掛合 IC～三刀屋木次 IC 間、平成 24 年度三次 JCT・IC～吉田掛合 IC 間が供用開始予定として整備が進められている。

また、供用時期が示されていない甲山 IC～三次 JCT・IC 間の早期供用開始が実現されるよう要請されている。

一方、地域高規格道路の計画路線として、広島中央フライトロード、江府三次道路、東広島高田道路が指定されている。

江府三次道路は、高道路約 3km が整備区間の指定を受け、平成 20 年 3 月に供用開始されている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成 17 年 3 月に整備区間の指定を受けた鍵掛峠道路約 7km (県内約 3km) については、高尾三坂道路約 5km を含めた約 12km を対象に国土交通省の権限代行事業として事業推進が図られている。

東広島高田道路は、東広島道路約 2km が整備区間の指定を受け、平成 22 年 3 月に 1 km が供用開始されている。また、平成 17 年 3 月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約 5km は、調査設計及び用地買収が進められている。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路約 10km が整備区間の指定を受け、一部区間約 3km が供用されており、平成 22 年度末の供用開始を目指し、(仮称)空港大橋等の整備が進められている。

整備区間の指定を受けた区間は着実な整備促進を、指定を受けていない区間は早期事業化を要請していく必要がある。

広島・江津間広域開発道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する道路のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道 433 号、国道 186 号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長 45km のうち約 40km は改良済みである。

国道・県道の整備促進については、「広島県道路整備計画 2008」(H20～H25) に基づき整備を進められ、効果的な事業執行を行うため、維持管理におけるアセットマネジメントの導入、待避所や右折レーン設置等による道路再生改良事業など、積極的な既存ストックの有効活用を行うこととされている。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

## 15 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中での効果的な教職員の配置、経験年数や各自の課題に応じた教職員研修、市町立小・中学校への発達障害の専門家による巡回相談の実施など、実効的な対応に努められている。

学校耐震化等に係る財源確保に関しても、助成制度の充実など国へ要望をされている。県立高等学校の存続及び教育環境の充実については、「県立高等学校再編整備基本計画」に基づき、当該地域の地理的条件や交通事情、卒業者の状況などを考慮しながら、適正規模化に取り組むとされており、引き続き、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図るため、要請を続ける必要がある。

また、学校統廃合後の支援策として、小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成をはじめ、廃校校舎の解体・撤去・小規模改修・施設整備等に対する財源確保について、補助制度の充実や特別交付税措置などを国へ要請されている。

引き続き、学校統廃合後の施設及び跡地の有効活用を図るため、支援策の充実・強化を要請する必要がある。

## 16 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

県警本部では、防犯対策として、官民一体となった「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を推進するほか、防犯ボランティア活動を支援・促進する「子どもの見守り支援モデル事業」など地域の安全活動の推進、防犯活動の支援、地域の実情に応じたパトロールの強化に取り組まれている。

また、駐在所の施設整備及び適正配置では、非常に厳しい財政の中で、耐用年数が経過し、老朽化が著しい駐在所について、新築建替工事を基本としながら、新たに改修整備も併用し、限られた予算の中で整備を行うよう努められている。

今後も、防犯体制の充実及び地域住民の生活安全を維持する拠点として、駐在所の整備推進と適正配置が図られるよう要請する必要がある。

総務局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化	(1) 有害鳥獣窓口の統一	重点要望
2. 都市と中山間地域における情報格差の解消	(1) IP電話からの緊急通報を可能にする関係規定の整備 (2) 情報・通信格差是正(携帯電話・インターネット・地上デジタル放送)に向けた施策推進と財政支援	重点要望

企画振興局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化	(1) 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 (2) 集落維持施策に係る財源確保及び支援制度の創設	重点要望
2. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援	重点要望
3. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 生活交通の再編に伴うデマンド型乗合タクシー等への財政支援 (2) 地方バス維持に係る支援 (3) 県・市・町連携による総合的な交通体系の整備 (4) 過疎地有償運送の要件緩和	重点要望
4. 新たな過疎対策法の制定	(1) 新たな過疎対策法の制定 (2) 新たな過疎対策法制定にあたり現行法の指定区域の継続	重点要望

環境県民局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 国定公園内の施設復旧・整備	重点要望
2. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 小型合併浄化槽設置整備事業に係る財政支援措置 (2) 家電リサイクル法の実施に伴う不法投棄対策への支援強化 (3) ツキノワグマによる人的被害防止対策の強化 (4) 小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策の推進	重点要望

健康福祉局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 医師・看護師等医療従事者の確保 (2) 高度な医療設備等医療環境の維持・充実 (3) 非常勤医師確保に係る財政支援 (4) 公立病院再編に伴う財政支援 (5) 地域福祉従事者等の確保	重点要望
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 次世代育成支援行動計画の施策実施に係る財政支援 (2) 保育所運営支援体制の強化 (3) 地域子育て支援拠点事業に係る支援 (4) 一時預かり事業(保育型)の要件緩和	重点要望

3. 鳥インフルエンザ等家畜伝染病対策及び新型インフルエンザ対策の充実強化	同左	重点要望
4. その他の要望	(1) 妊婦健康診査事業に対する財政措置の延長 (2) 女性特有のがん検診推進事業の延長 (3) 広島県被災者生活再建支援補助金に係る対象災害(対象要件)の拡大 (4) 障害者の自立支援に係る支援策の充実	

## 商工労働局

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 広域的な観光振興策の支援 (2) 冬季観光資源の活用対策の支援及び強化 (3) 修学旅行生誘致の推進	重点要望
2. 急速な景気後退に伴う経済対策及び生活支援対策の充実	同左	重点要望
3. その他の要望	(1) 電源立地地域対策交付金制度(水力発電施設周辺地域交付金)の延長	

## 農林水産局

要望事項	要望内容	摘要
1. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 中山間地域等直接支払制度の継続と制度運用の緩和 (2) 小規模農業基盤整備(県単独公共農村基盤整備事業)における予算拡充及び補助採択要件の緩和 (3) 集落法人加速化支援事業の継続 (4) 農業の担い手確保のための支援及び研修制度の創設 (5) 木質バイオマスエネルギーの普及・活用の推進及び森林整備の支援強化 (6) 有害鳥獣駆除対策の充実 (7) 県産材を使用した住宅建築助成制度の継続 (8) 地すべり対策事業の推進 (9) 県営農村整備事業(広域営農団地農道整備)の推進 (10) ため池緊急整備事業の継続	重点要望
2. 鳥インフルエンザ等家畜伝染病対策及び新型インフルエンザ対策の充実強化	同左	重点要望
3. 中山間地域の多様な農業の担い手が持続的・安定的に経営できる農業政策の確立	同左	重点要望
4. その他の要望	(1) 緑資源幹線林道の整備促進	

## 土木局

要望事項	要望内容	摘要
1. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網整備の促進	重点要望
2. 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進	(1) 中国横断自動車道・尾道松江線の整備促進 (2) 地域高規格道路 江府三次道路の整備促進 (3) 地域高規格道路 東広島高田道路の整備促進 (4) 地域高規格道路 広島中央フライトロードの整備促進 (5) 交流促進型広域道路 備北フライトロード(甲山・油木)構想の整備促進 (6) 広島～江津間広域開発道路の整備促進 (7) 国道・県道の整備促進 (8) 道路網の整備促進及び道路財源の確保	重点要望
3. その他の要望	(1) 河川改修の促進 (2) 特徴的な水辺環境整備の推進 (3) 砂防事業の促進 (4) インフラ整備に係る経済対策の継続的な財政的支援	

## 教育委員会

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実	(1) 小規模校の教職員定数の見直しと加配制度の充実 (2) 小規模校への専任教頭の配置 (3) 管理主事派遣制度の存続等 (4) 教職員の研修機会の充実 (5) 中山間地域における県立高等学校の存続及び教育環境の充実 (6) 特別支援教育体制の充実 (7) 学校施設の耐震化に係る財政支援 (8) 準要保護児童生徒に係る援助費国庫補助金の復活 (9) 小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成等の充実 (10) 学校統合支援交付金の創設 (11) 中山間地域の学校統合モデル基準の提示	重点要望
2. 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	(1) スクールガード・リーダーの継続配置	重点要望
3. その他の要望	(1) 給食施設統合に対する支援	

## 危機管理監

要望事項	要望内容	摘要
1. その他の要望	(1) 備北地区消防組合高機能消防指令センターの整備	

## 県警本部

要望事項	要望内容	摘要
1. 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	(1) 中山間地域の防犯体制の充実 (2) 駐在所の施設整備及び適正配置	重点要望
2. その他の要望	(1) 信号機等交通安全施設の整備促進	

## 第2号議案

### 平成21年度歳入歳出決算について

#### 歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
<b>1. 会費</b>			<b>1,573,000</b>	<b>0</b>	<b>1,573,000</b>	<b>1,573,000</b>	<b>0</b>	
	1. 会費		1,573,000	0	1,573,000	1,573,000	0	
		1. 一般負担金	1,189,000	0	1,189,000	1,189,000	0	
		2. 特別負担金	384,000	0	384,000	384,000	0	
<b>2. 補助金</b>			<b>110,000</b>	<b>0</b>	<b>110,000</b>	<b>110,000</b>	<b>0</b>	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
<b>3. 雑収入</b>			<b>1,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000</b>	<b>338</b>	<b>0</b>	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	338	0	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	338	0	
<b>4. 繰越金</b>			<b>469,000</b>	<b>0</b>	<b>469,000</b>	<b>469,157</b>	<b>0</b>	
	1. 繰越金		469,000	0	469,000	469,157	0	
		1. 繰越金	469,000	0	469,000	469,157	0	
<b>歳入合計</b>			<b>2,153,000</b>	<b>0</b>	<b>2,153,000</b>	<b>2,152,495</b>	<b>0</b>	

## 歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
<b>1. 事務局費</b>			<b>849,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>849,000</b>	<b>773,942</b>	<b>75,058</b>	
	1. 事務局費		849,000	0	0	849,000	773,942	75,058	
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃金	70,000	0	0	70,000	26,160	43,840	
		3. 旅費	50,000	0	0	50,000	32,930	17,070	
		4. 需用費	54,000	0	0	54,000	50,997	3,003	
		5. 役務費	25,000	0	0	25,000	17,905	7,095	
		6. 諸費	50,000	0	0	50,000	45,950	4,050	
<b>2. 会議費</b>			<b>233,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>233,000</b>	<b>135,207</b>	<b>97,793</b>	
	1. 総会費		131,000	0	0	131,000	117,907	13,093	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	89,707	10,293	
		2. 借上料	30,000	0	0	30,000	28,200	1,800	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		102,000	0	0	102,000	17,300	84,700	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	17,300	82,700	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
<b>3. 事業費</b>			<b>1,066,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,066,000</b>	<b>704,993</b>	<b>361,007</b>	
	1. 調査企画費		311,000	0	0	311,000	259,464	51,536	
		1. 賃金	170,000	0	0	170,000	131,364	38,636	
		2. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 需用費	122,000	0	100	122,100	122,100	0	
		4. 役務費	18,000	0	△ 100	17,900	6,000	11,900	
	2. 促進対策費		495,000	0	0	495,000	309,694	185,306	
		1. 旅費	80,000	0	0	80,000	9,900	70,100	
		2. 需用費	110,000	0	0	110,000	78,934	31,066	
		3. 活動費	300,000	0	0	300,000	217,450	82,550	
		4. 諸費	5,000	0	0	5,000	3,410	1,590	
	3. 中央要望活動費		260,000	0	0	260,000	135,835	124,165	
		1. 旅費	160,000	0	0	160,000	49,640	110,360	
		2. 需用費	100,000	0	0	100,000	86,195	13,805	
<b>4. 予備費</b>			<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>	
	1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予備費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
<b>歳出合計</b>			<b>2,153,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,153,000</b>	<b>1,614,142</b>	<b>538,858</b>	

歳入合計 2,152,495 円

歳出合計 1,614,142 円

差引繰越額 538,353 円

## 監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成21年度会計に係る歳入歳出決算書について、  
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ  
いても正確に処理されていることを認めます。

平成22年4月8日

監 事

浜田 義

監 事

小坂 夏治

## 第1号報告

### 会員の脱退について

広島県内陸部振興対策協議会会則第2条の会員の脱退について、次のとおり報告する。

平成22年3月31日付

三原市

理事 三原市長 五藤 康之

理事 三原市議長 高下 正則

## 第2号報告

### 会員の加入について

広島県内陸部振興対策協議会会則第2条の会員の加入について、次のとおり報告する。

平成22年4月1日付

広島県議会議員 平田 修己

広島県議会議員 天満 祥典

広島県議会議員 桑木 良典

第3号議案 役員を選任について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員		新役員		
	任期：平成21年6月5日～平成23年6月		任期：平成22年6月10日～平成23年6月		
会 長	県議会議員	児玉 浩	県議会議員	児玉 浩	
副 会 長	庄原市長	滝口 季彦	庄原市長	滝口 季彦	
副 会 長	世羅町長	山口 寛昭	世羅町長	山口 寛昭	
幹 事 長	県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	小林 秀矩	
副幹事長	県議会議員	野村 常雄	県議会議員	野村 常雄	
理 事			県議会議員	平田 修己	
			県議会議員	天満 祥典	
		県議会議員	下森 宏昭	県議会議員	下森 宏昭
			県議会議員	桑木 良典	
		三次市長	村井 政也	三次市長	村井 政也
		三次市議長	木村 春雄	三次市議長	木村 春雄
		庄原市議長	竹内 光義	庄原市議長	竹内 光義
		安芸高田市議長	藤井 昌之	安芸高田市議長	藤井 昌之
		三原市長	五藤 康之		
		三原市議長	高下 正則		
		安芸太田町議長	中本 正廣	安芸太田町議長	中本 正廣
		北広島町長	竹下 正彦	北広島町長	竹下 正彦
		北広島町議長	加計 雅章	北広島町議長	加計 雅章
		世羅町議長	小川 信晃	世羅町議長	小川 信晃
		神石高原町長	牧野 雄光	神石高原町長	牧野 雄光
		神石高原町議長	岡崎 奠	神石高原町議長	岡崎 奠
監 事	安芸高田市長	浜田 一義	安芸高田市長	浜田 一義	
	安芸太田町長	小坂 眞治	安芸太田町長	小坂 眞治	

## 第4号議案

### 平成22年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）

#### 平成22年度活動方針

中山間地域の3市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和43年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と少子高齢化の進行、医療体制の維持、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さなど、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

さらには、世界的な景気の低迷が長期化している中で、国内においては一部、景気回復の兆しが見られるものの、中山間地域においては、生活にその実感はなく雇用も厳しい状況が続いている。

こうした中、昨年度、国においては政権交代がなされ、地域主権の実現に向け大きな政策転換が進められている。また広島県においても16年ぶりに新知事が誕生し、平成22年度からは産業振興を軸に過疎地域の支援強化に乗り出すなど、県政運営や過疎対策に大きく期待するところである。

また本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有し、国民生活にとって極めて重要な役割を担っており、このかけがえのない財産を今後も守り続けなければならない。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

#### 平成22年度重点目標

- 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 5 中山間地域における観光支援策の充実
- 6 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実
- 7 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 8 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 9 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 10 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化
- 11 新型インフルエンザ等伝染病対策の充実強化
- 12 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 13 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進
- 14 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実
- 15 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

## 平成 22 年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所 等
平成 22 年 4 月 8 日	平成 21 年度会計監査	安芸高田市 安芸太田町
平 18 年 5 月 17 日	役 員 会	広島県議会
平成 18 年 6 月 10 日	第 44 回通常総会	鯉 城 会 館
平成 18 年 7 月～ 平成 18 年 8 月	平成 23 年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
平成 18 年 8 月中旬	役 員 会	広島県議会
平成 18 年 9 月中旬	理 事 会	広島県議会
平成 18 年 10 月中旬	平成 23 年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11 月初旬	平成 23 年度主要施策に関する要望 活動（民主党県連・県内の国出先機関 への要望活動）	広 島 市 三 次 市
11 月中旬	平成 23 年度主要施策に関する中央 要望活動 （地元選出国會議員等への要望活動）	東 京
平成 23 年 2 月中旬	役 員 会	広島市内

第5号議案

平成22年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
<b>1. 会 費</b>			<b>1,560</b>	<b>△ 13</b>	
	1. 会 費		1,560	△ 13	
		1. 一般負担金	1,140	△ 49	
		2. 特別負担金	420	36	
<b>2. 補助金</b>			<b>110</b>	<b>0</b>	
	1. 補助金		110	0	
		1. 県補助金	110	0	
<b>3. 雑収入</b>			<b>1</b>	<b>0</b>	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
<b>4. 繰越金</b>			<b>538</b>	<b>69</b>	
	1. 繰越金		538	69	
		1. 繰 越 金	538	69	
<b>歳 入 合 計</b>			<b>2,209</b>	<b>56</b>	

## 歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
<b>1. 事務局費</b>			<b>865</b>	<b>16</b>	
	1. 事務局費		865	16	
		1. 報酬	600	0	
		2. 賃金	70	0	
		3. 旅費	50	0	
		4. 需用費	60	6	
		5. 役務費	25	0	
		6. 諸費	60	10	
<b>2. 会議費</b>			<b>243</b>	<b>10</b>	
	1. 総会費		141	10	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	40	10	
		3. 諸費	1	0	
	2. 役員会費		102	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸費	1	0	
<b>3. 事業費</b>			<b>1,096</b>	<b>30</b>	
	1. 調査企画費		321	10	
		1. 賃金	170	0	
		2. 旅費	1	0	
		3. 需用費	130	8	
		4. 役務費	20	2	
	2. 促進対策費		495	0	
		1. 旅費	80	0	
		2. 需用費	110	0	
		3. 活動費	300	0	
		4. 諸費	5	0	
	3. 中央要望活動費		280	20	
		1. 旅費	180	20	
		2. 需用費	100	0	
<b>4. 予備費</b>			<b>5</b>	<b>0</b>	
	1. 予備費		5	0	
		1. 予備費	5	0	
<b>歳出合計</b>			<b>2,209</b>	<b>56</b>	

### 平成22年度一般負担金

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	59,314	23,000	297,000	320,000
2	庄 原 市	43,149	23,000	216,000	239,000
3	安芸高田市	33,096	23,000	166,000	189,000
4	安芸太田町	8,238	23,000	42,000	65,000
5	北 広 島 町	20,857	23,000	105,000	128,000
6	世 羅 町	18,866	23,000	95,000	118,000
7	神石高原町	11,590	23,000	58,000	81,000
合 計		195,110	161,000	979,000	1,140,000

算出基礎： 平等割：23,000円  
 人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値：平成17年国勢調査による。

### 平成22年度特別負担金

	月額 (円/人)	年額 (円/人)	人 数 (人)	合 計 (円)
現 行	8,000	96,000	4	384,000
改 定 案	5,000	60,000	7	420,000
比 較	▲ 3,000	▲ 36,000	3	36,000

広島県内陸部振興対策協議会 会員名簿

平成 22 年 6 月 10 日現在

職 ・ 氏 名	
広島県議会議員 児玉 浩	広島県議会議員 小林 秀 矩
広島県議会議員 野村 常 雄	広島県議会議員 平田 修 己
広島県議会議員 天満 祥 典	広島県議会議員 下森 宏 昭
広島県議会議員 桑木 良 典	
広島県三次市長 村井 政 也	広島県三次市議長 木村 春 雄
広島県庄原市長 滝口 季 彦	広島県庄原市議長 竹内 光 義
広島県安芸高田市長 浜田 一 義	広島県安芸高田市議長 藤井 昌 之
広島県安芸太田町長 小坂 眞 治	広島県安芸太田町議長 中本 正 廣
広島県北広島町長 竹下 正 彦	広島県北広島町議長 加計 雅 章
広島県世羅町長 山口 寛 昭	広島県世羅町議長 小川 信 晃
広島県神石高原町長 牧野 雄 光	広島県神石高原町議長 岡崎 奠

## 広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。  
広島県内陸部関係市町長  
広島県内陸部関係市町議会議員  
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |   |      |     |   |
|---|------|-----|---|
| 1 | 会長   | 1   | 名 |
| 2 | 副会長  | 2   | 名 |
| 3 | 幹事長  | 1   | 名 |
| 4 | 副幹事長 | 1   | 名 |
| 5 | 理事   | 若干名 |   |
| 6 | 監事   | 2   | 名 |
- 第6条 役員は任期は2カ年とし、再選を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。  
総務部会 産業部会 建設部会
- 2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。